

バス停上屋広告ガイドライン

I 景観への対応

- 1 バス停留所及びその周辺の景観と調和したデザインとする。
- 2 バス停の形状及び色彩と調和したデザインとする。
- 3 デザインはイメージを主体としたものとし、複雑な告知内容を避ける。
- 4 高彩度色同士の組み合わせ、補色使い及び多色使いを避ける。

II 識別性の確保

- 1 行先表示、バス経路及び時刻表等が利用者に容易に識別できるよう配慮する。
- 2 法令等に基づく表示が容易・明確に識別できるよう配慮する。

III 交通安全の確保

- 1 公衆に対し危害をおよぼす恐れのあるものは使用しない。
 - ・腐食、破損、脱落、はがれ等の恐れのあるもの
 - ・公序良俗を害するもの
- 2 交通情報等と混同する恐れのあるものは使用しない。
 - ・信号機又は道路標識等の効果を妨げるもの
- 3 運転者・歩行者の注意を著しく阻害する恐れのあるものは使用しない。
 - ・周囲の景観と混同させるなど紛らわしいもの
 - ・4コマ漫画等ストーリー性のあるもの
 - ・文字表記が多く読ませるもの
 - ・絵柄や文字が過密しているもの
 - ・同一規格内容を過剰に複数、表示したもの
- 4 運転者を幻惑させる恐れのあるものは使用しない。
 - ・映像装置等を使用するもの
 - ・発光、蛍光、反射等素材及び鏡等を使用するもの
 - ・トリック効果等有するもの

IV 市民への対応

- 1 青少年の健全育成に反するものは表示しない。
 - ・暴力、わいせつ性を連想・想起させるもの
 - ・ギャンブルを肯定等するもの
 - ・青少年の人体・精神・教育に有害なもの
 - ・性を意識させるようなもの
- 2 人権侵害、差別、名誉毀損に当たるものは表示しない。
 - ・人の人格・身体・思想等を侵害するもの

- ・人を人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により差別するもの
- ・人又は法人等の名誉等を毀損するもの

3 消費者保護の観点からふさわしくないものは表示しない。

- ・虚偽の内容を表示するもの
- ・法令等で認められていない業種・商法・商品を表示するもの又は肯定するもの
- ・誇大・比較広告等手法上議論があるもの
- ・責任の所在が明確でないもの

4 容易に市民の理解が得られないものは表示しない。

- ・卑猥な内容・デザインのもの
- ・風俗営業に関連するもの
- ・布教を目的とするもの
- ・政治的意見発表や論争の場となる恐れのあるもの
- ・世論が大きく分かれる業種、商品等に関するもの
- ・その他社会風紀を乱す恐れのあるもの
- ・畏怖、違和感を与える恐れのあるもの

V 自主審査

1 交通事業者は、自己責任において、次により自主審査を行う。

①本ガイドラインに則した自主審査基準を設ける。

- ・自主審査基準には、景観との関係、広告の内容、デザイン、色、業種等について必要な基準を定める。

②バス停留所及びその周辺の実態を把握する。

- ・バス停上屋広告を設置するにあたり、背景となる地域（住宅地域、商業地域、工業地域等）や施設（病院、学校、公園等）の実態把握をする。

③デザインの専門家が参加した自主審査委員会を設置し、景観の実態把握を基にした自主審査基準によりデザインの審査を行う。

- ・デザインの専門家とは大学教授等学識経験者とする。
- ・デザイン審査担当者（審査委員）は、広告主及び広告代理店（広告制作会社）等で広告の制作に関与していないこと。

④「バス停上屋広告自主審査報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、広告主等に通知する。

- ・デザイン審査の経緯が明記された報告書を提出すること。

2 広告主は、自己責任において、本ガイドラインを遵守し、広告代理店（広告制作会社）に依頼する。

3 広告主及び広告代理店（広告制作会社）は、交通事業者が設置する自主審査基準に従

い、自主審査委員会の審査を受ける。

4 広告代理店（広告制作会社）は、自己責任において、交通事業者による自主審査結果を踏まえ、本ガイドラインを遵守して節度ある広告物を作成する。

5 交通事業者は、報告書を市長に提出する。

・「報告書」には、屋外広告物許可申請に必要な添付書類のほか、交通事業者が設置した自主審査基準及び自主審査委員会名簿等を添付すること。